

令和8年度～令和12年度

利府町地域福祉活動計画 (第4期)

「だれもが主役 笑顔あふれる

福祉のまち“りふ”」



社会福祉法人 利府町社会福祉協議会

あいさつ



社会福祉法人 利府町社会福祉協議会
会長 伊藤 三男

地域福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加により「つながりの希薄化」や「地域の担い手不足」など、私たちの身近な生活の中で多様な課題が山積しています。さらに、新型コロナウイルス感染症により、人との関わり方が変化し、あらためて「身近な支え合い」の重要性が問い直されています。

これらの状況を踏まえ、町では令和8年度から5年間を計画期間とする行政計画「利府町第4期地域福祉計画」を策定し、それを受け本会でもその実践を担う「利府町地域福祉活動計画（第4期）」を策定いたしました。

本計画は、住民皆さんを「支援する側」と「受ける側」に分けるのではなく、誰もが地域の一員としての役割を持ち、共に支え合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現を目指す、指針となるものです。

その中で、本会は町民一人ひとりが福祉の主役となり、その主体的な取り組みを支え、つないでいく役割を担っていくこととし、こうした活動を通じて、本会の基本理念である「だれもが主役 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”」の実現に向け、地域づくりを推進していくこととしております。ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご検討・ご協議いただきました策定委員会の皆様をはじめ、ヒアリング等にご協力賜りました福祉関係者の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様方に、心より感謝申し上げます。

利府町地域福祉活動計画（第4期）の策定にあたって



利府町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 板橋 健夫

このたび、地域福祉活動計画（第4期）の策定に際し、利府町社会福祉協議会の諮問を受け、策定委員8名により、地域課題の抽出や今後の取り組みについて検討を行いました。

第3期地域福祉活動計画の期間では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により、これまでの社会活動や文化活動、生活様式に制限が生じ、地域とのつながりに対する考え方にも変化が見られました。また、少子高齢化の進展やライフスタイル・価値観の多様化等、社会情勢の変化も見受けられます。

このことを踏まえ、策定にあたっては、①第3期地域福祉活動計画の内部評価に基づく見直しと整理、②関係機関・団体へのヒアリング実施、③行政計画（第4期地域福祉計画）との整合性の確保、④町民意識調査の結果の活用、という4点を共通認識のもと策定いたしました。

この中において、より一層の福祉情報の発信による福祉に対する住民意識の醸成や成年後見制度の利用促進、地域福祉の困り事を住民や関係団体と共に考え解決に向け取り組むことなどを基本計画に盛り込んでおります。

結びに、本計画の策定にあたって調査等にご協力をいただきました、福祉関係者の皆様方、町民の皆様方、意見を具申いただいた策定委員の皆さんに対しまして心より感謝申し上げますとともに、誰もが主役となり、「利府町地域福祉活動計画（第4期）」が、地域の支え合い活動の一助として活用されますことを願います。

目 次

第1章 社会福祉協議会	1
(1) 社会福祉協議会	2
(2) 利府町社会福祉協議会	3
第2章 計画の概要	5
(1) 地域福祉活動計画	6
(2) 計画策定の背景	7
(3) 計画の期間	8
(4) 地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性	9
第3章 現状と課題	11
(1) 利府町第4期地域福祉計画による現状と課題	12
(2) 関係機関・団体へのアンケート調査	13
(3) 関係機関・団体の活動に関する課題と分析	14
第4章 計画の考え方	15
(1) 計画の基本理念	16
「だれもが主役 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”」	
(2) 基本目標・基本計画・計画の体系	17
(3) 具体的な取り組み	18～23
第5章 地域福祉活動計画（第4期）の推進に向けて	25
目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割	26～27
資料編	29
資料1 「利府町地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱	30～31
資料2 策定委員会名簿	32
資料3 策定までの経過	33

第1章 社会福祉協議会

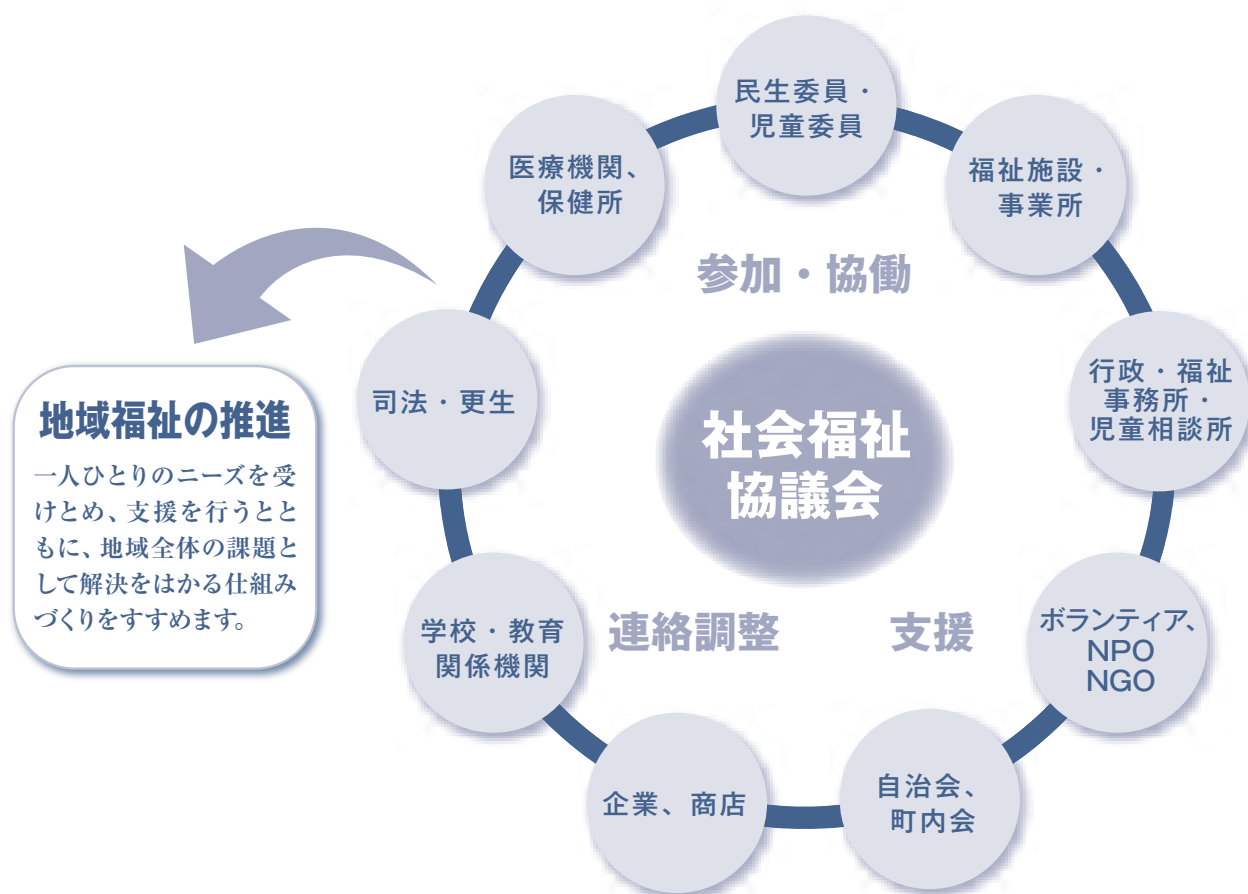


(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会（以下、「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、1951年（昭和26年）に制定された「社会福祉事業法（現在の社会福祉法）」に基づき、都道府県および市区町村に設置されています。

社協は地域福祉の中核的な団体として、様々な活動を行っています。地域に暮らす住民の皆様のほか、保健・福祉・医療・教育分野における関係機関や行政機関の参加・協力のもと、安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指します。

**社会福祉協議会（社協 しゃきょう）は、
福祉のまちづくりをすすめます。**



社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に位置付けられています。

※「社会福祉法人 全国社会福祉協議会 年次報告書（アニュアルレポート）2012-2013」より抜粋

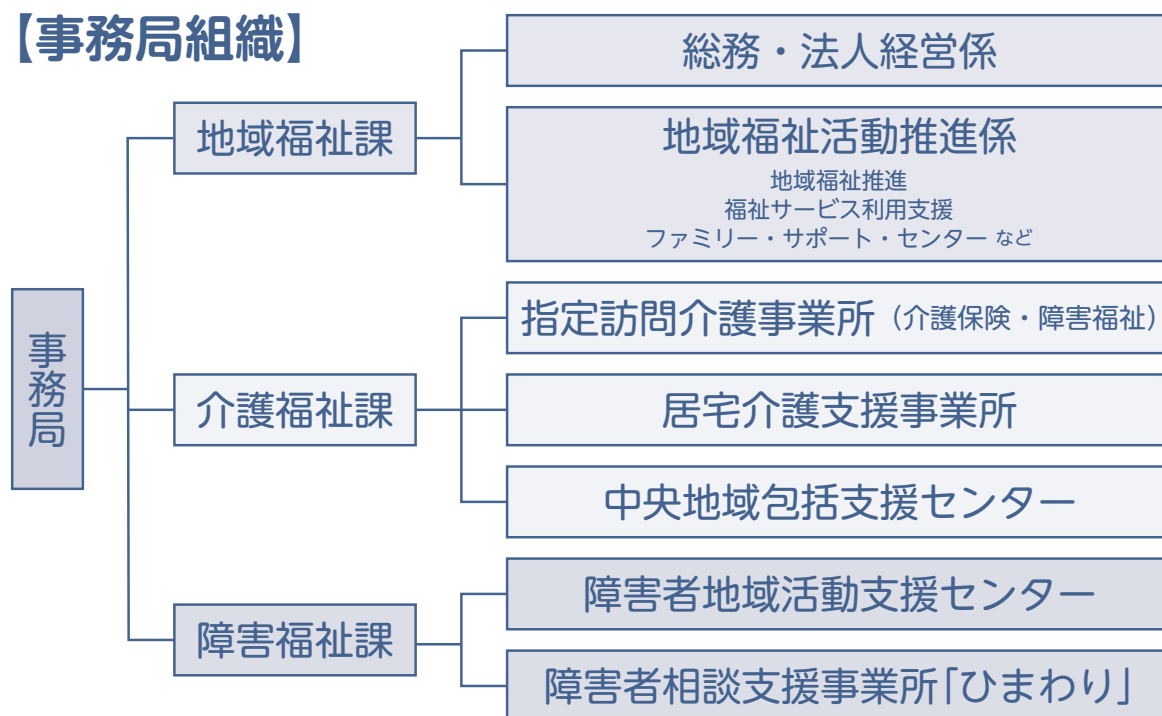
(2) 利府町社会福祉協議会

利府町社会福祉協議会は、1987年(昭和62年)に社会福祉法人として設立されました。利府町社協は「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、町内会やボランティアのご理解・ご協力のもと、行政機関や福祉関係団体のご支援をいただきながら、様々な社会福祉事業を展開しています。

2000年(平成12年)の介護保険制度施行後は、訪問介護事業をはじめとする介護サービスに加え、障害福祉サービスにも取り組み、新たな制度が導入されるたびに必要事業を積極的に展開してきました。

地域福祉事業を基盤としつつ、介護や障害福祉等多様な分野に対応し、住民の皆様の暮らしを支える取り組みを進めています。

【事務局組織】



第2章 計画の概要



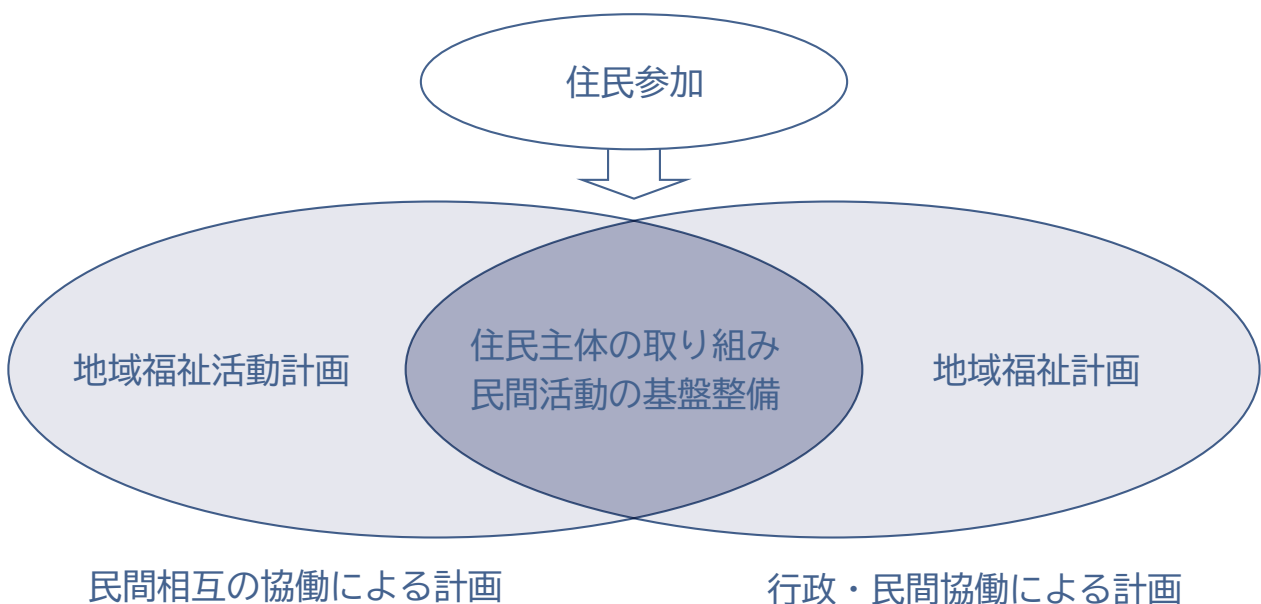
(1) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となり、住民、福祉関係団体、ボランティア、行政等の参加を得て、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動指針を示すという性格を持った計画です。

利府町でも、地域福祉計画（行政計画）と地域福祉活動計画（住民主体の行動計画）を一体的に策定することで、行政、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域に関わる多様な主体の役割や協働の方向性がより明確になります。これにより、地域課題の解決に向けた取り組みの実効性が高まり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることが可能となります。

『地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動等を組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。』

*「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」より一部抜粋（平成15年11月全国社会福祉協議会）



(2) 計画策定の背景

近年は、高齢者や障がい者、子育て支援等の各制度の充実が進む一方で、家族形態や社会の大きな変化により、個々が抱える問題は複雑化・複合化し、世帯全体に及ぶケースも見られます。さらに、少子高齢化の進展やライフスタイル・価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響、物価高騰等、社会情勢の変化に伴い地域福祉の重要性は今後ますます高まっていくものと考えられます。

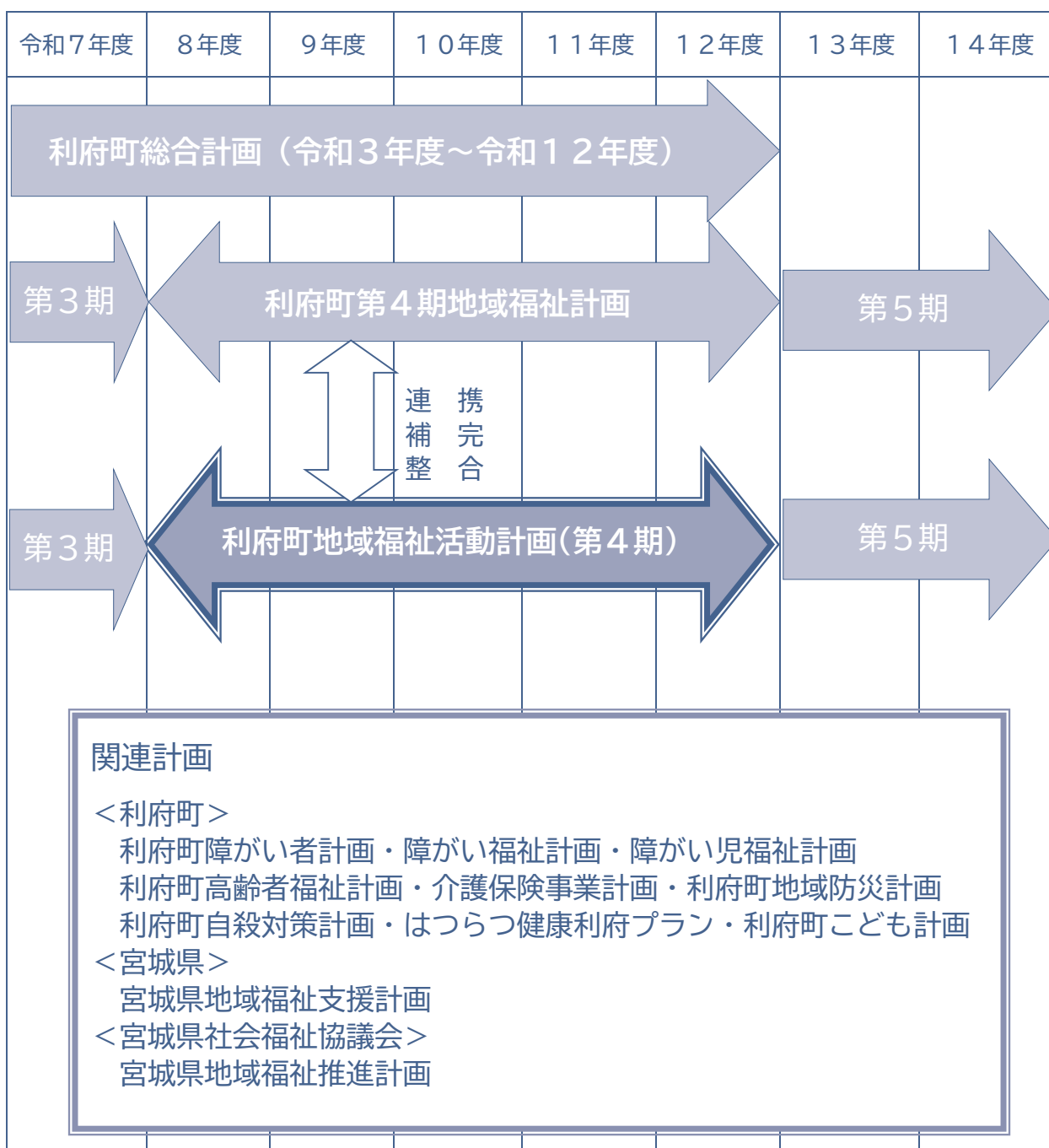
こうした状況の中、「地域共生社会」の実現に向けては、制度や分野ごとの「縦割り」を超え、「支える側」と「支えられる側」という関係にとらわれず、地域の誰もが「我が事」として関わり、「丸ごと」つながる包括的な仕組みづくりが求められています。

本計画は、多様な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で人とつながり、支え合い、自分らしい暮らしに彩りを添えて生きられる地域社会を、共に創っていくための具体的な指針として計画策定するものです。



(3) 計画の期間

第4期地域福祉活動計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、地域の変化や計画の進捗状況等を確認しながら、必要に応じて見直し、修正・反映しながら取り組んでいきます。



(4) 地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性

社会福祉法は、社会福祉の目指す方向性として、「地域福祉の推進」を大きな柱としています。これにより、基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、「市町村地域福祉計画」が策定されています（社会福祉法第107条）。このため、利府町では利府町総合計画（マスタープラン）を上位計画として、「利府町第4期地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）」が策定されています。

このたび策定した「利府町地域福祉活動計画（第4期）」は、行政計画となる「利府町第4期地域福祉計画」とともに、地域福祉の推進を目的として、地域住民、福祉関係者等の参加により策定されることから、密接な関係にあります。利府町の計画が、高齢者、障がい者、子育て・児童等各福祉分野の行政施策を地域福祉の観点からとらえた計画であるのに対し、本計画は、「民間の立場」から利府町の計画と密接に連携して、地域福祉を推進するためのより実践的な行動計画と位置づけられます。

利府町と利府町社協は、それぞれの第4期計画の策定にあたり各種団体のヒアリング、福祉課題の把握、その他関係資料等の情報の共有化に努め、連携してきました。このため、福祉関係団体、地域活動実践者等による本計画策定委員についても、半数以上は、利府町の計画策定懇話会委員と同じ団体からのメンバーとし、調整を図りながら策定いたしました。



計画策定委員会の作業風景

第3章 現状と課題



(1) 利府町第4期地域福祉計画による現状と課題

利府町が実施した町民意識調査をもとに、第4期地域福祉計画（47頁～71頁）における施策ごとの現状と課題を、下記のとおり要約しました。これらの内容を受けて、地域福祉活動計画（第4期）を策定しています。

基本目標	施策の方向	現状と課題
基本目標1 住民が主体的に 支え合う 地域・人づくり	福祉意識 の醸成	少子高齢化やコロナ禍の影響により、近所付き合いや地域のつながりが希薄化。多くの住民は支え合いの重要性を認識しているが、実際の行動にはつながっていない。若い世代を巻き込んだ地域活動の活性化が急務となる。
	福祉活動 の担い手育成	住民の課題が複合化・複雑化し、公助のみでの対応が難しい。多くの住民が「福祉サービスは住民と行政が協力し合うべき」と考えている。各種団体の高齢化が進行し、後継者不足が深刻。若い世代の人材確保には、各種団体の活動について関心を持ってもらうことが必要。
基本目標2 地域における 支え合いの 仕組みづくり	地域活動 の活性化	少子高齢化や災害リスクが高まる中、住民・町内会・社協・各種団体等の地域活動をより活性化していくことが重要となる。高齢者や障がい者等が自身の力を発揮するためには、誰もが参加しやすく地域活動や就労の支援を推進する必要がある。
	見守り支援 の充実	子育て、介護、生活困窮等、課題が複雑化しており、社協や民生委員等による見守りが重要である。縦割りの支援体制では対応が難しく、分野横断的に連携した相談・見守り体制の強化が必要となる。
	成年後見制度 の利用促進	判断能力が不十分な人の権利や生活を守るために、早期発見・早期対応が必要。成年後見制度の認知度が低いため、周知の強化、制度の充実が必要である。
基本目標3 連携と協働 で築く 地域福祉の 基盤づくり	包括的支援 体制の推進	8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、課題が複雑化しており、分野を超えた支援が重要である。高齢者や障がい者、生活困窮者等、個々の状況に応じた支援が必要である。
	福祉サービス の充実	高齢者や障がい者、子ども等、福祉サービスのニーズが複雑化している。高齢化率・要介護認定率が上昇し、福祉・介護人材の不足が将来的に深刻化。保健・医療・福祉の一体的提供体制の強化が課題。
	安全・安心な 地域づくり	大規模な自然災害が各地で発生しており、災害時の情報収集や安否確認等に不安を抱える住民が多いため、地域の関係機関が連携して防災体制の強化を図る必要がある。

(2) 関係機関・団体へのアンケート調査

社協では、地域活動および地域福祉活動を実践している関係機関・団体を対象に、アンケート調査を実施しました。活動における課題や現状について把握するとともに、コロナ禍における地域福祉活動の在り方や新たな取り組み等、将来を見据えた意見をいただきました。

アンケート調査団体一覧

1	利府町（地域福祉課）	11	利府町更生保護女性会
2	利府町行政区長会	12	利府町遺族会
3	利府町民生委員児童委員協議会	13	利府町食生活改善推進員協議会
4	利府町ボランティア友の会	14	利府町シルバー人材センター
5	利府町老人クラブ連合会	15	特定非営利活動法人さわおとの森
6	利府町身体障がい者福祉協会	16	介護老人福祉施設 十符・風の音
7	利府町手をつなぐ親の会	17	宮城県利府支援学校
8	利府町精神障がい者家族会 あけぼの会		
9	利府町婦人会		
10	利府町子ども会育成会		

アンケート内容

問1	活動を行う上で困っていること・課題についてお書きください。
問2	現在、連携を図っている機関・団体はありますか。
問3	課題解決のためには何が必要だと思いますか。
問4	課題解決のために、今後連携したい機関・団体はありますか。
問5	新規コロナウイルス流行を契機として新たに実施した地域福祉活動や、今後取り組みたいと考えている地域福祉活動があれば、ご記入ください。
問6	その他、地域福祉活動に関することで何かあればご自由にお書きください。

関係機関・団体へのアンケート調査結果を踏まえた、課題と分析については次頁をご覧ください。

(3) 関係機関・団体の活動に関する課題と分析

課題1 各団体の会員数が減少しており、新規加入者が少ない。

原因として

- ① 会員の高齢化が進行しており、若年層の入会が少ない。
- ② 80歳以上の会員の退会が増加している。
- ③ 役員を引き受ける人材が不足している。
- ④ 団体の活動内容が十分に周知されておらず、新規会員の獲得につなげていない。

課題2 各団体の活動する機会・場所・資金の確保が難しい。

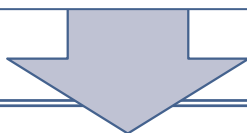
原因として

- ① 活動の機会が少なく、活動場所の確保が難しい。
- ② 免許返納により移動手段が無く、参加することが大変になった。
- ③ 少子化の影響で、子ども会の活動が減っている。
- ④ 会員が固定化しており、活動内容がマンネリ化している。
- ⑤ 運営資金の確保が難しい。

これらの課題を踏まえ、**地域の各団体がやりがいを持ち、いきいきと活動を継続していくこと**が重要となります。そのために、社協が中心となって取り組むべきことをまとめました。

具体的な取り組み

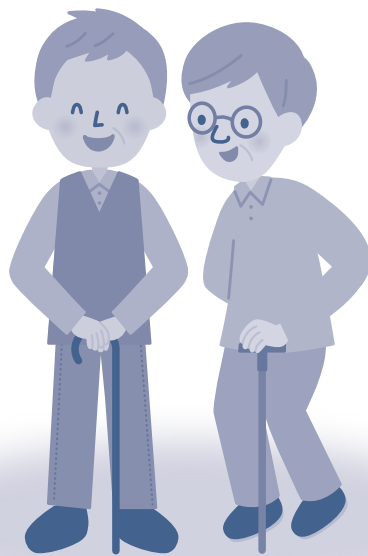
- ① 社協だよりやホームページ、チラシ等で、各団体の福祉活動を住民に広報していく。(16頁、基本目標1基本計画①に反映)
- ② 各団体がお互いの活動を知るために、「顔の見える関係」を作ることによって連携していくことができる。そのためには、地域福祉の中核的な団体である社協が団体間をコーディネートしていく。(18頁、基本目標2基本計画①に反映)
- ③ 社協が中心となって各団体と連携し、高齢、障がい、子ども、生活困窮等、切れ目のない相談体制を構築する。(20頁、基本目標3基本計画②および③に反映)



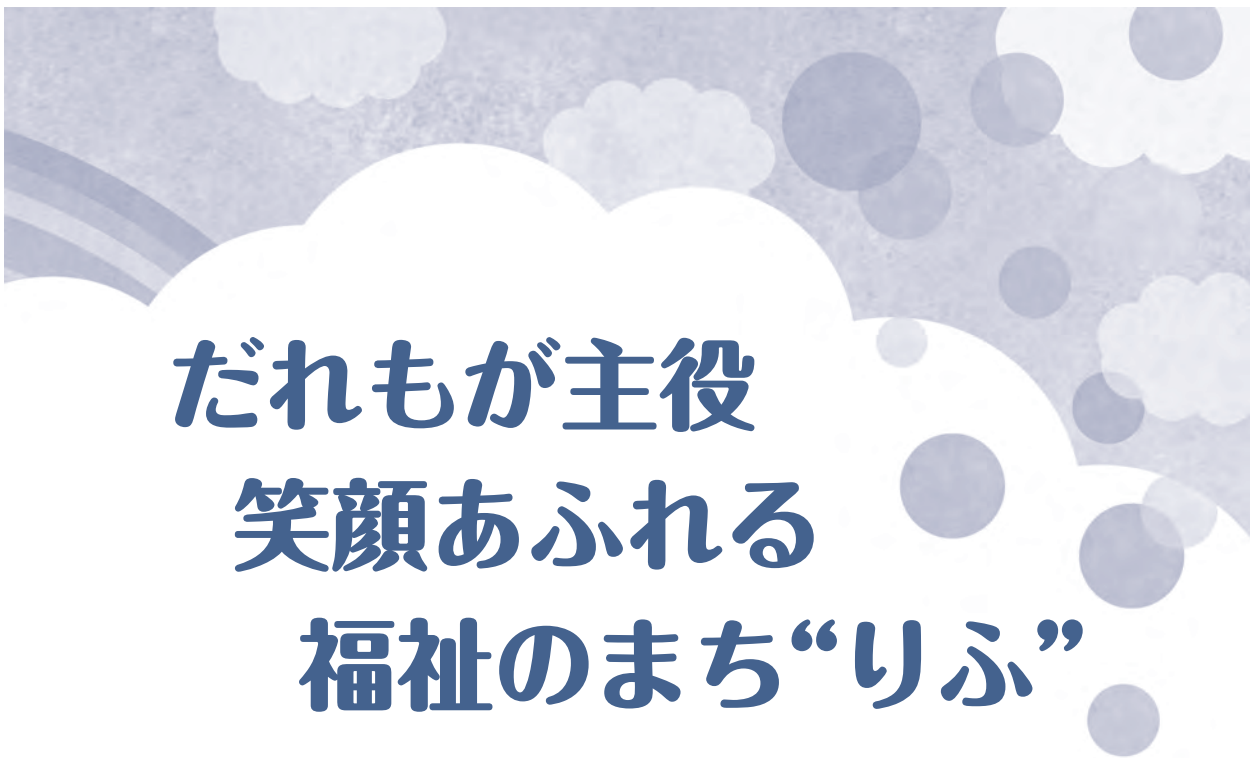
期待される効果

- ① 各団体が連携し、共同で活動したり、互いに団体へ加入したり、活動場所を共有したりすることで、活動内容の選択肢が増えていきます。
- ② 各団体に課題があったとしても、社協に相談したり、団体間で相談し合うことで解決に近づくようになります。

第4章 計画の考え方



(1) 計画の基本理念



だれもが主役 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”

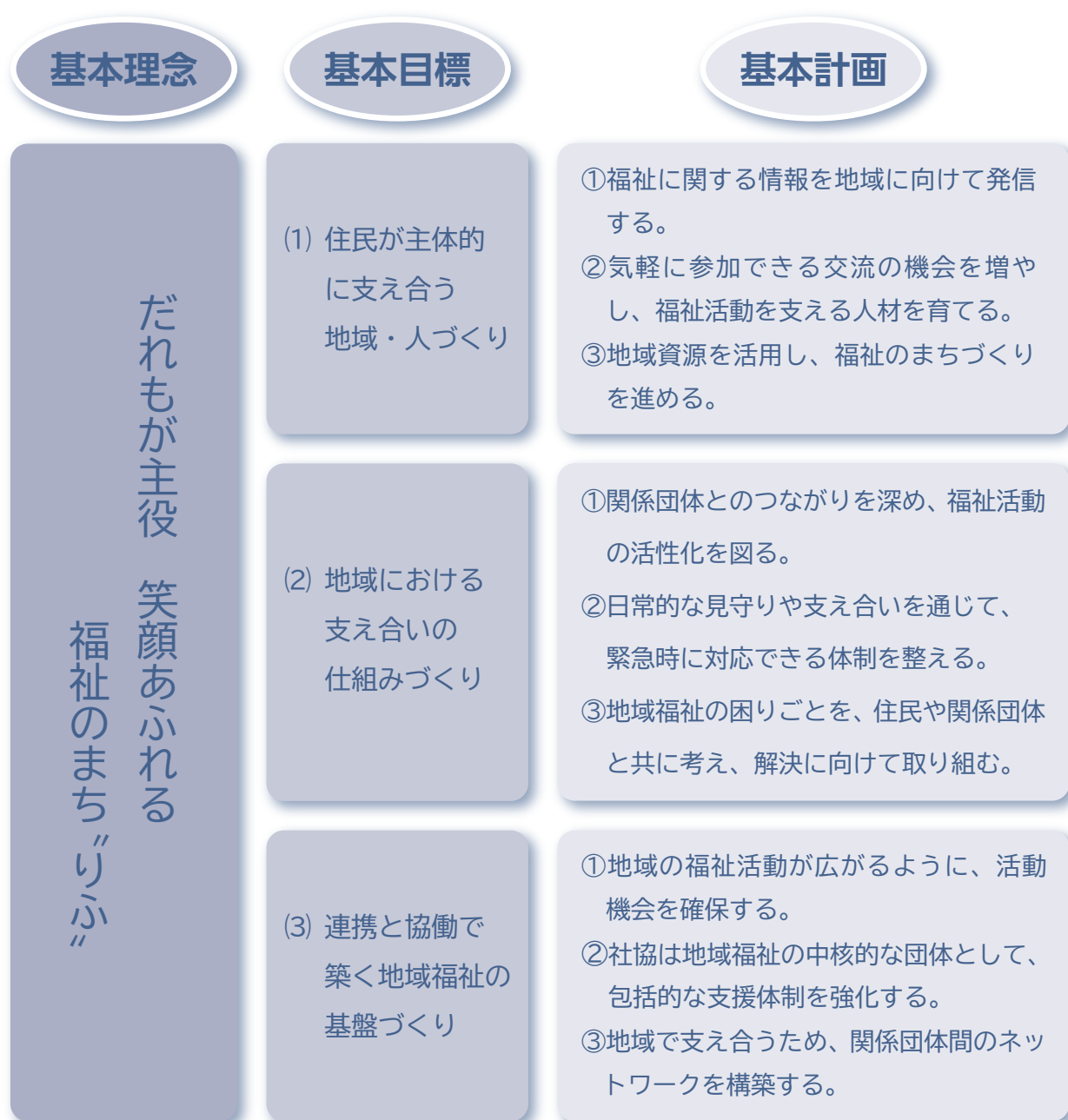
「障がいがあっても無くても、年齢や立場の違いがあってもすべての人が地域の一員として尊重され、役割を持ち、安心して暮らしたい」、そんな想いを基本理念に込めました。

利府町の住民一人ひとりが見守り合って、支え合うことで、だれもが主役となって笑顔で輝いていくことができる福祉のまちづくりを目指していきます。



(2) 基本目標・基本計画・計画の体系

利府町地域福祉活動計画（第4期）で3つの基本目標を達成するために、それぞれ3項目の基本計画を設定しました。第3期活動計画の評価の中で、計画全体を均等に進めることが困難な点があったことを受け、第4期活動計画の目標・計画の方向性については、第3期活動計画を踏襲しながらも一部変更を加え、関係者間の連携を実効性のあるものにする「目標」「計画」としています。



(3) 具体的な取り組み

基本目標

1

住民が主体的に支え合う地域・人づくり

基本計画① 福祉に関する情報を地域に向けて発信する。

- 社協だよりやホームページ、Instagram、チラシ等を活用し、地域の取り組みや、介護・障がい・子育て等の福祉活動を積極的に発信します。

基本計画② 気軽に参加できる交流の機会を増やし、福祉活動を支える人材を育てる。

- 気軽に立ち寄れる交流の場（サロン・地域食堂等）や福祉活動の活性化を支援し、地域住民が活躍できる場の提供や担い手の育成に努めます。
- 町内会、民生委員、ボランティア、NPO等が連携することで、交流の機会を広げるとともに、地域課題の把握や解決について進めていきます。

基本計画③ 地域資源を活用し、福祉のまちづくりを進める。

- 地区社会福祉協議会（地区社協）の企画・運営に協力し、地域の状況に応じた取り組みを推進します。
- 地域資源（人材や場所、制度等）を活用し、地域を元気にするタイムリーなアイデアの事業化に向けて推進します。
- 高齢者や子ども、障がいのある人も過ごしやすい環境づくりに取り組みます。
- 住民主体の福祉活動を財政面で支援していきます。

取り組んでいく活動

基本計画① 福祉に関する情報を地域に向けて発信する。



広報紙やウェブサイト等を通じて、地域の皆様に福祉に関する大切な情報を届けるとともに、社協の取り組みをより多くの方に知ってもらえるよう広報していきます。

基本計画② 気軽に参加できる交流の機会を増やし、福祉活動を支える人材を育てる。



地域食堂やサロン等、地域の住民が得意なことを活かす場の提供に努めます。

基本計画③ 地域資源を活用し、福祉のまちづくりを進める。



社協として、地区社協や関係団体の活動に協力する等、住民主体の取り組みを支援していきます。

基本目標 2

地域における支え合いの仕組みづくり

基本計画① 関係団体とのつながりを深め、福祉活動の活性化を図る。

- 住民に福祉活動への関心を持ってもらうことで、町内会や関係団体への主体的な参加を推進します。
- ボランティアをしたい住民が地域で活躍できるよう、関係団体間の連携を深め、情報提供や斡旋等のコーディネート機能を強化します。
- 児童・生徒、子育て世代等を対象とした福祉学習メニューを企画し提供します。
- 新たなボランティアグループの組織化やNPOの立ち上げを支援し、地域福祉を担う団体の活性化を図ります。

基本計画② 日常的な見守りや支え合いを通じて、緊急時に対応できる体制を整える。

- 災害等の緊急時にお互いに見守り合い、支え合い、助け合えるよう、日ごろから顔の見える関係づくりを進めます。
- 地域のつながりを活かし、災害時に避難が困難な人の情報を共有できるように進めていきます。
- 社協が地域におけるボランティア情報の拠点として十分に機能できるよう、ネットワーク機能の強化に取り組みます。

基本計画③ 地域福祉の困りごとを、住民や関係団体と共に考え、解決に向けて取り組む。

- 日常の会話や地域の集まりを通じて、個人や地域に関する困りごとを話し合い、必要に応じて関係機関に相談できる体制を整えます。
- 関係団体と連携・協力して地域の見守り活動を進めることで、住民の生活状況や体調等を把握し、必要な支援につなげられるよう取り組みます。
- 障がいや認知症等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、必要時に日常生活支援事業や成年後見制度につなげられるよう取り組みます。

取り組んでいく活動

基本計画① 関係団体とのつながりを深め、福祉活動の活性化を図る。



キャップハンディ体験等を通し、児童・生徒に福祉への関心を高めています。

基本計画② 日常的な見守りや支え合いを通じて、緊急時に対応できる体制を整える。



ボランティアや福祉団体、福祉サービス事業者がイベントや地域の集まりを開催して顔の見える関係を進めることで、見守りや支え合いが生まれていきます。

基本計画③ 地域福祉の困りごとを、住民や関係団体と共に考え、解決に向けて取り組む。



住民同士のつながりが強くなれば、お互いがお互いを見守り合える関係になります。

連携と協働で築く地域福祉の基盤づくり

基本計画① 地域の福祉活動が広がるように、活動する機会を確保する。

- 行政と連携し、利用しやすい活動場所の確保に努めます。
- 介護、障がい、子育てに関するサービスや小地域ネットワークの推進に取り組みます。
- 学校や企業等と連携を深め、活動の場が広がるよう努めます。
- 新たな福祉活動の場を創出し、身近な場所での拠点づくりに努めます。

基本計画② 社協は地域福祉の中核的な団体として、包括的な支援体制を強化する。

- 介護や障がい、子育てや生活困窮等、断らない相談支援体制の構築を目指します。
- 地域包括ケアシステムの構築を進めるために、町内会、民生委員児童委員、行政、社協、地域包括支援センター等が中心となり、地域のセーフティネットの確立に努めます。
- 地域の住民に困りごとがあっても孤立せず、安心して暮らしていけるように支援します。

基本計画③ 地域で支え合うため、関係団体間のネットワークを構築する。

- 福祉活動に必要な物品や場所を地域の中で共有することで、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 町内会、民生委員児童委員、ボランティア、関係団体とのネットワークを構築し、情報共有および連携を図っていきます。
- 各種相談窓口が連携することで、複雑化する地域の困りごとに対応していきます。
- 総合防災訓練への参加や災害ボランティアセンターの設置等を通じて、災害時の体制づくりに協力します。

取り組んでいく活動

基本計画① 地域の福祉活動が広がるように、活動する機会を確保する。



ボランティアやサポーターの皆様が、いろいろなイベントで活動しています。

基本計画② 社協は地域福祉の中核的な団体として、包括的な支援体制を強化する。



生活相談所の開設や様々な機会をとらえ、困りごとにアドバイスをしていきます。

基本計画③ 地域で支え合うため、関係団体間のネットワークを構築する。



社協や行政、町内会や民生委員、ボランティアや老人クラブ等、関係機関の連携を強めていきます。

第5章 利府町地域福祉活動計画 (第4期)の推進に向けて



目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割

地域福祉を推進するためには、地域の関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、福祉団体、福祉サービス事業者、地域と関わりを持つすべての人や団体、企業等がそれぞれに役割を担い、積極的に行動するとともに、相互に結びつき協調、協働していくことが重要です。利府町地域福祉活動計画（第4期）では、それぞれの担い手に期待される役割をあらためて確認するために、次のように整理しました。

利府町民の皆様、地域で活動する団体や事業者の皆様へ

○町民による取り組み

利府町に住む一人ひとりが、近所との身近な交流や地域行事、ボランティア活動等への積極的に参加することで、地域とのつながりや愛着を深めることが求められています。挨拶や見守りなど日常の関わりを大切にしながら、地域福祉の担い手として行動することを期待しています。



地域食堂で、多世代の交流が行われています。

○町内会（地区社協）による取り組み

町内会（地区社協）は、住民の支え合い・地域づくりの最も基礎となる団体です。顔の見える人間関係をもとに、誰もが参加しやすい行事の企画、地域福祉活動の継続的な展開を図り、住民の地域福祉への関心を高めながら、近隣のつながりを大切にした取り組みを行うことを期待しています。



地区社協で、芋煮会の準備をしています。

○ボランティアグループ・福祉団体による取り組み

ボランティアグループおよび福祉団体は、それぞれの目的や専門性に基づいて活動する集まりです。町内会等の地縁組織と連携するとともに、必要に応じて役割分担を担いながら、多様な地域福祉の課題解決に協働して取り組むことを期待しています。



役場のコーヒーショップで、ボランティアさんが活躍しています。

○福祉サービス事業者による取り組み

福祉サービス事業者は、本来のサービス提供に加え、地域の住民や各種団体と連携しながら公益的な取り組みを進めることが求められています。さらに、地域共生社会の一員として分野や法人の枠を越えて協働し、地域課題の解決に取り組むことを期待しています。



夏祭り等の行事を通して、地域の方々も協力して盛り上げています。

○行政による取り組み

民間と行政が協働することで、地域福祉は充実していきます。行政は、住民主体の地域福祉活動が円滑に進むように支援し、NPOや企業、社会福祉法人等との連携を促進しながら、「よりよい福祉のまちづくり」の実現に向けて協働の取り組みを推進していくことを期待しています。



「中央児童センターまつり」では、各種団体が協力して子どもたちを楽しませています。

○社会福祉協議会の取り組み

社協は、地域福祉の中核的な団体として行政や関係機関とのネットワークを強化し、地域課題の共有を図りながら、地域福祉活動計画の目標の実現に向けて取り組んでいきます。また、町民一人ひとりが地域で活躍できるよう、地域福祉の担い手の育成や人材の発掘に努めます。

介護や障がい、子育て、生活困窮などの分野を超えた総合的な相談支援体制の構築を目指します。障がいや認知症などにより判断能力が不十分となった場合でも、地域で安心して生活できるよう権利擁護支援に積極的に取り組んでいきます。



「生活相談所合同会議」の様子です。生活相談所を開き、生活や人権、行政や障がいに関する相談に応じています。

資料編

資料1 「利府町地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱

資料2 策定委員会名簿

資料3 策定までの経過

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人利府町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「利府町地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定するため、利府町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 計画策定にあたっては、利府町が策定した社会福祉法第107条に規定する「利府町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、8名以内で構成し、次に掲げるもののうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に見識を有する者
- (2) 地域活動の実践者
- (3) 福祉行政の関係者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者または関係者
- (5) 福祉施設の関係者
- (6) その他、地域福祉事業に関心があり、社協会長が必要と認める者。

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「活動計画」について審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員を委嘱した日から社協会長に答申した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人利府町社会福祉協議会「役職員給与等支給規程」第16条を適用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、社協会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月21日から施行する。

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず社協会長が招集する。

資料2

「利府町地域福祉活動計画（第4期）策定委員会」委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	職名	備考
1	板橋 健夫	社会福祉協議会（学識経験者）	委員長
2	高橋 繁夫	福祉施設関係者（認定NPO法人さわおとの森）	副委員長
3	鈴木 孝也	地区社協（地域活動実践者）	
4	鎌田 富貴子	民生委員児童委員協議会（地域福祉実践者）	
5	櫻井 和美	ボランティア友の会（地域福祉実践者）	
6	加藤 洋治	老人クラブ連合会（地域福祉実践者）	
7	谷津 匡昭	保健福祉部（福祉行政関係者）	
8	好井 まり子	障がい福祉団体連絡会（福祉団体関係者）	

任期：令和7年9月24日から計画を策定した日まで

資料3

策定までの経過

日 時	内 容	備 考
令和7年3月	利府町社会福祉協議会の理事会・評議員会において、地域福祉活動計画（第4期）策定について事業計画案として提出、了承	
令和7年8月21日	利府町社会福祉協議会の三役会において、地域福祉活動計画の作成方針・進め方について説明・了承	
令和7年9月24日	第1回地域福祉活動計画（第4期）策定委員会	社協会長から委嘱状交付・諮問
令和7年10月～11月	（事務局）計画の体系および骨子案の作成 地域福祉活動計画（第3期）の内部評価表作成・分析 団体ヒアリング実施・集計・分析 利府町第4期地域福祉計画との整合性の確認	
令和7年12月9日	第2回地域福祉活動計画（第4期）策定委員会	計画書骨子案の修正加除訂正および意見交換
令和8年2月17日	第3回地域福祉活動計画（第4期）策定委員会	計画書原案の確定 必要に応じ修正
令和8年2月26日	利府町社会福祉協議会長へ策定委員会から答申	
令和8年3月	活動計画書、概要版の印刷製本 利府町社会福祉協議会理事会、評議員会に報告	
令和8年4月～5月	関係機関に活動計画書を配布、全世帯に概要版を周知	

利府町地域福祉活動計画(第4期)

【令和8年度～令和12年度】

- 発行日／令和8年3月
- 編集・発行／社会福祉法人利府町社会福祉協議会

〒981-0133
宮城県宮城郡利府町青葉台1丁目32番地
TEL 022-356-9060
FAX 022-356-9225
メール rifu-shakyo@dune.ocn.ne.jp

